

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和 8年10月13日

大阪府公安委員会



1 聴聞の日時

- | | | |
|------|-------------|-------------|
| (1) | 令和 8年10月20日 | 午前10時 0分 開始 |
| (2) | 令和 8年10月20日 | 午前10時30分 開始 |
| (3) | 令和 8年10月20日 | 午前11時 0分 開始 |
| (4) | 令和 8年10月20日 | 午前11時30分 開始 |
| (5) | 令和 8年10月20日 | 午後 1時30分 開始 |
| (6) | 令和 8年10月20日 | 午後 2時 0分 開始 |
| (7) | 令和 8年10月20日 | 午後 2時30分 開始 |
| (8) | 令和 8年10月20日 | 午後 3時 0分 開始 |
| (9) | 令和 8年10月20日 | 午後 3時30分 開始 |
| (10) | 令和 8年10月20日 | 午後 4時 0分 開始 |

2 聴聞の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎35階
大阪府警察本部交通部駐車管理課 聴聞会場